

## 令和8年度「男女共同参画地域活動支援研修事業」業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する「男女共同参画地域活動支援研修事業」業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

「男女共同参画地域活動支援研修事業」業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月10日（水）まで

### 3 男女共同参画地域活動支援研修事業の目的及び概要等

#### （1）事業の目的

男女共同参画地域共創促進事業（以下「全体事業」という。）の一環として、地域で女性が主体的に活動するためのスキルアップ及び地域活動に参画する女性の裾野やネットワークの拡大を図ることを目的とする男女共同参画地域活動支援研修事業（以下、「研修事業」という。）を実施する。

#### （2）研修事業の構成

地域で女性が主体的に活動する団体が地域課題の解決に向けた活動の実践（以下「実践活動」という。）を通して具体的な実施方法を学ぶ研修等を実施する。

- （ア） 実践活動に取り組む団体（以下「実践団体」という。）が取り組む実践活動への助成（6団体以上）
  - （イ） 実践団体等を対象とする全体研修会（1回）及び活動結果報告会（1回）の開催
  - （ウ） 実践団体が取り組む実践活動への助言
  - （エ） 一般県民等への研修事業の成果等の周知

#### （3）実践団体の要件

以下の全てを満たす団体・グループ（法人格の有無は問わない。）とする。

- （ア） 栃木県内に活動拠点を有し、営利を目的としていないこと。
- （イ） 2人以上で構成され、定款・会則などが定められている又は定める予定であること。
- （ウ） 構成員の半数以上が女性であること。
- （エ） 全体事業に登録していること。なお、全体事業の内容については、甲が具体的な内容を決定した後（令和8年4月以降）に提示する。

#### （4）実践活動の要件

次の（ア）から（ウ）の全てを満たす事業であること。

- （ア） 地域課題の解決に関する事業
- （イ） 新規事業、又は既存の事業を発展させた事業
- （ウ） 女性が事業を企画立案し、実施する事業

次の（エ）から（カ）のいずれにも該当しない事業であること。

- （エ） 法令に違反するものや政治、宗教に関わるもの。
- （オ） 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの。
- （カ） 国又は地方公共団体から他の制度による助成を受けている事業

## 4 業務内容

### (1) 実践団体の募集

- ア 実践団体の募集を令和8(2026)年5月20日(水)に開始し、募集期間は1か月以上確保すること。
- イ 実践団体の募集要領を作成すること。なお、作成に当たっては、案を作成の上、甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ウ 募集チラシについて、紙媒体5,000枚及び電子データを作成することとし、チラシの作成及び配布先については、案を作成の上、甲と協議し、甲の承認を得ること。紙媒体のチラシを関係機関等に配布すること。なお、公共施設については甲が送付する。
- エ 対象となる団体等に周知できるよう効果的な広報手段を提案し、広報を行うこと。なお、募集チラシは県及びパルティとちぎ男女共同参画センターホームページ(以下、「パルティホームページ」という。)にも掲載する。
- オ 募集要項については、甲と内容を調整の上作成すること。

### (2) 実践団体の選考

- ア 実践団体の選考を令和8(2026)年7月3日(金)までに行うこと。
- イ 選考要項を作成すること。なお、作成に当たっては、案を作成の上、甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ウ 実践団体は、とちぎ男女共同参画センター所長を委員長とする選考委員会を設置し、選考すること。なお、選考委員については、案を作成の上、甲と協議し、甲の承認を得ること。
- エ 選考委員会を開催すること。なお、実践団体の決定は、選考委員会を経た上で、甲が最終的に決定する。
- オ 応募団体に対し、選考結果を通知すること。

### (3) 全体研修会の開催

- ア 地域で女性が主体的に活動するための知識習得やスキルアップを図るため、各実践団体が応募時に計画した実践活動に対して講師から指導・助言等を行う全体研修会を開催すること。
- イ 研修会は、令和8(2026)年7月11日(土)から7月26日(日)までの土曜日または日曜日に開催すること。
- ウ 研修会の日時、会場及び講師、内容等の案を作成すること。なお、最終的な内容等は、甲と協議し、甲の承認を受けた上で決定する。
- エ 会場について、とちぎ男女共同参画センターパルティ(以下、「パルティ」という。)を使用する場合は見積額に会場使用料を計上しない。
- オ 研修会が円滑に実施できるよう適切な要員を配置し、研修会に必要な準備、運営、出席者のとりまとめ、アンケートの実施・集計等を行うこと。

### (4) 実践活動への助成及び助言等

- ア 実践団体に対し、応募時に計画した実践活動に係る経費を助成すること。
- イ 助成対象となる実践活動に係る経費は、応募日以降、活動成果報告会までに支出した経費とし、経費の費目については、別途甲が指定する。
- ウ 実践団体への助成は、1団体当たり100,000円を上限とし、実践活動終了後、精算を確認の上助成すること。なお、見積額には助成金の所要額600,000円を計上すること。
- エ 実践団体の活動状況を把握し、適宜指導・助言を行い、甲と情報共有を図ること。
- オ 活動計画の変更や予算に関する相談に対応し、必要に応じて甲と協議の上、各実践団体への助言等を行うこと。

## （5）活動成果報告会の開催及び成果の一般県民等への周知

- ア 実践団体の活動を更に活性化するほか、研修事業の成果を他団体等に広く波及するとともに、活動団体等の連携を促進するため、活動成果報告会を開催すること。なお、活動成果報告会には、実践団体だけでなく、広く県民や団体等も参加できるようにすること。
- イ 活動成果報告会では、実践活動の内容及び成果の発表のほか、実践団体や参加者同士が交流できる機会を設けることとし、女性の地域活動に関する知見等を有する適切な講師等を配置すること。
- ウ 活動成果報告会は、令和9（2027）年2月の土曜日または日曜日に開催することとし、会場及び講師、内容等の案を作成すること。なお、最終的な内容等は、甲と協議し、甲の承認を受けた上で決定する。
- エ 会場について、パルティを使用する場合は見積額に会場使用料を計上しない。
- オ 活動成果報告会の開催について広く県民等に周知するための各種広報を行うとともに、参加者の募集・受付等の業務を行うこと。
- カ 実践団体の発表資料の作成について、助言・指導を行い、甲と情報共有を図ること。
- キ 活動成果報告会が円滑に実施できるよう適切な要員を配置し、報告会に必要な準備、運営、出席者のとりまとめ、アンケートの実施・集計等を行うこと。
- ク 実践団体による実践活動の内容や成果等（活動成果報告会の発表資料等を含む。）をまとめた一般県民等への啓発資料を作成し、令和9（2027）年3月10日（水）までに紙媒体（5部）及び電子データで提出すること。なお、啓発資料は、甲が県及びパルティセンターホームページに掲載するが、広く県民等に対して効果的に周知、波及するための方策についても提案すること。

## 5 研修事業の流れ

別添1のとおり

## 6 事業計画書の提出

本業務の契約締結後10日以内に甲と協議の上、実施計画及び全体のスケジュールを提出すること。

## 7 実績報告書の提出

本業務完了後10日以内に「実績報告書」（任意様式）を作成の上、紙媒体5部及び電子データで甲に提出すること。

## 8 共通留意事項

- （1）本業務の趣旨・内容を十分に理解し、業務全般の進行管理、調整を行う実施責任者を置くこと。委託期間を通して、甲と緊密な連携・調整を図り、本業務がスムーズに行われる体制を整備すること。
- （2）本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合は、甲乙協議の上、仕様を変更することも可能とする。
- （3）本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、甲乙協議の上決定するものとする。
- （4）本業務で使用する機器、事務用品等の調達、交通費、通信費、報償費、賃借料等の必要な費用については、委託金額に含む。
- （5）各業務の実施に当たっては、必要な感染防止対策等を講じること。

- (6) 第三者の著作権、肖像権その他権利を侵害することができないよう必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、乙が一切の責任を負うこととする。
- (7) 本業務の実施に当たっては関係法令を遵守し、甲と連絡調整しながら適正に履行すること。成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。
- (9) 乙は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務がある場合には、甲と協議の上、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (10) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、関係法令に基づいて取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (11) 乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。
- (12) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。
- (13) 委託事業の実施に係る関係書類は、委託事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、甲の求めに応じ、関係書類の提出を行うこと。